証券コード　9263
平成30年７月９日

株　主　各　位

東京都港区芝浦四丁目17番３号 芝浦ＮＡビル３階
株式会社ビジョナリーホールディングス
代表取締役　星　﨑　尚　彦

第１期 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第１期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年７月23日（月曜日）午後６時までに到着するように、ご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. **日　　時**　平成30年７月24日（火曜日）午前10時
2. **場　　所**　神奈川県小田原市栄町一丁目14番48号ジャンボーナックビル５Ｆ
　小田原お堀端コンベンションホール
　（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. **会議の目的事項**

報告事項
1. 第１期（平成29年５月１日から平成30年４月30日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第１期（平成29年５月１日から平成30年４月30日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　監査等委員でない取締役７名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　監査等委員でない取締役の報酬額決定の件
第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件
第６号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 議決権行使に関する事項

(1) 株主様がその有する議決権を統一しないで行使される場合には、株主総会の日の３日前までに、当社に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を書面によりご通知ください。

(2) 代理人による議決権の行使につきましては、当社の議決権を有する他の株主様１名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

5. その他招集にあたっての決定事項

(1) 以下の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、本招集ご通知への記載にかえて、当社ウェブサイトの「ＩＲ情報」（https://www.visionaryholdings.co.jp/ir/）に掲載されております。

連結計算書類
　連結株主資本等変動計算書
　連結注記表
計算書類
　株主資本等変動計算書
　個別注記表

なお、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、招集ご通知添付書類に記載の書類の他、上記ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

(2) 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類の修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（https://www.visionaryholdings.co.jp/ir/）に掲載させていただきます。

※第１期定時株主総会におきましては、お土産のご用意はございません。何卒ご理解の程、宜しくお願い申し上げます。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

〔添付書類〕

事　業　報　告

（平成29年５月１日から
平成30年４月30日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は平成29年11月１日に単独株式移転により株式会社メガネスーパーの完全親会社として設立されましたが、連結の範囲については、それまでの株式会社メガネスーパーの連結の範囲と実質的な変更はありません。以下の記述において、前年同期と比較を行っている項目につきましては、株式会社メガネスーパーの平成29年４月期連結会計年度（自　平成28年５月１日至　平成29年４月30日）との比較を行っております。

当連結会計年度におけるわが国の経済は、好調な輸出に支えられ企業業績が順調に推移する一方、企業の人手不足感や、地政学的リスク、各国株式市場の不安定さと、依然として先行き不透明な状況で推移しております。

当社グループが属しております眼鏡等小売市場におきましては、依然として低価格均一店に伸びがみられるものの、高齢化の進展による老視マーケットの拡大、ＶＤＴ（Visual Display Terminals）高頻度使用による若年層における視力低下、疲れ目やスマホ老眼解消の需要高まりを背景として、老視レンズ、遠近両用レンズ等の累進型レンズへの需要が拡大していることから、低価格均一眼鏡と視環境の改善、いわゆる付加価値を求める需要層に二極化する傾向がみられます。また、供給面においては、既存量販店、専門店、中小店を中心に価格競争の激化、労働需要の逼迫や経営者の高齢化による事業承継問題等により減少傾向がみられるなど、需要層の二極化と相まって業界再編の機運が高まっているものと予想されます。

このような経済・経営環境のもと、当社グループは中期経営計画（平成29年４月期～平成32年４月期）に基づき、平成29年４月期以降を「再成長期」と位置づけ、①目の健康プラットフォームを通じた同業のロールアップを戦略的に展開する、②技術革新を通じた新たな市場開拓を目指すウェアラブル端末事業領域における成長加速、③アイケア難民撲滅のための攻めの戦略を基本戦略とし、「アイケア」重視の「真のメガネ専門店」を展開することにより、持続的に発展できる成長基盤の構築、並びに事業基盤の強化と経営効率の向上に取り組んでおります。

当連結会計年度における経営成績は、当社グループの眼鏡等小売事業及びＥＣ事業ともに好調に推移したことに加えて、同業のロールアップの一環として平成29年１月31日付にて子会社化した株式会社メガネハウス、平成29年８月３日付で株式会社シミズメガネから事業譲受により営業を開始した株式会社関西アイケアプラットフォームの業績寄与等により、売上高は21,776百万円（前年同期比21.7％増）と前年同期を大きく上回る結果となりました。

一方、損益につきましては、上述いたしました売上高増に加え、ロールアップによる事業規模拡大効果として主として子会社の原価率改善、事業基盤の共有化による販売費及び一般管理費の最適化進展により、営業利益は716百万円（前年同期比69.5％増）、経常利益は587百万円（前年同期比74.7％増）と前年同期より大幅増加となりました。

特別利益として、経営資源の有効活用による資産の効率化を図るため固定資産の売却による固定資産売却益93百万円、家主都合による閉店に伴う立退料収入45百万円など143百万円計上、特別損失として既存店活性化（改装、近隣への移転など店舗収益力の強化）の一環として今期中の移転もしくは閉店の意思決定をした店舗等の損失見込額として、減損損失111百万円など、188百万円を計上しました。これにより税金等調整前当期純利益は543百万円となり、３期連続の黒字を達成したことから、当社の業績動向等を勘案し、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、回収可能性のある繰延税金資産を計上したことにより、法人税等調整額（△は益）を△269百万円計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は724百万円（前年同期比555.5％増）となりました。

また、技術革新を通じた新たな市場の開拓を目指し、「視覚拡張」をキーコンセプトに商品企画・開発を進めていた、メガネ型ウェアラブル端末「b.g.（ビージー）」について、ウェアラブル端末領域での成長を加速させるため、平成29年５月1日付にて株式会社Enhanlaboを設立いたしました。同社は、平成29年８月31日付で株式会社東京メガネを引受先とする第三者割当増資を実施したのに続き、平成30年１月22日付で株式会社理経を引受先とする第三者割当増資を実施いたしました。

当連結会計年度における事業の種類別セグメントの状況は次のとおりです。

１．眼鏡等小売事業

当社グループの中核事業である眼鏡等小売事業は、日本人の眼の健康寿命を延ばす「アイケアカンパニー宣言」を掲げ、眼の健康寿命の延伸をテーマに、視力だけでなく生活環境や眼の調節力も考慮した「トータルアイ検査」や、いつでも最適な状態のメガネに調節する「スーパーフィッティング」、購入後の充実したサポートを受けられる「HYPER保証システム」、「メガネと補聴器の出張サービス」、頻繁に使うコンタクトレンズ用品をまとめて定期的にご自宅にお届けする「コンタクト定期便」といった画期的なサービス活動を提供しております。

当連結会計年度におきましては、当社グループが掲げるアイケアを更に拡充・先鋭化させ、店内装飾を上質かつパーソナルな空間を確保した店舗レイアウトにより、安心して検査やお悩みをご相談いただけるよう配慮した「次世代型店舗」に一部店舗をリニューアルした効果、並びに眼の健康寿命延伸に繋がるアイケアサービスの普及・啓発活動の効果と相俟って好調に推移いたしました。また、「コンタクト定期便」契約の伸長、メガネハウス社・関西アイケアプラットフォーム社の子会社において、５月以降順次、当社グループのノウハウの供給による地域の眼科医との提携強化を進め、お客様の利便性を追求したコンタクトレンズの販売を開始するなど、コンタクトレンズの販売も好調に推移いたしました。一方で、メガネ、コンタクトレンズをはじめとしたメガネスーパーのアイケア商品・サービス拡充の一環として、平成29年６月よりアイケアサプリメントと「EYE ラック W（アイラックダブル）」の新商品として「アイラック W SUPER」を、平成29年７月からは「ペーパークリーナー」を発売開始いたしました。

なお、「次世代型店舗」はアイケア事業の成長戦略の中核と位置づけており、平成29年11月23日に全面リニューアルしたメガネスーパー高田馬場本店においては、リニューアルオープン後の平成29年11月から平成30年４月までの売上実績が前年同期比65.5％増と好調に推移しております。なかでも、検査前の施術により、疲れ眼状態をリセットさせることで検査精度を向上させ、より最適なメガネ作りを実現するために導入した眼のリラクゼーションサービスや、メガネスーパーでは関東初となる5.1チャンネルサラウンドシステムを有した「空間試聴体験」を新たに設置し、リアルな生活環境に合わせた試聴を可能にすることで、補聴器専門店としても高いサービス品質で商品をご提供した結果、眼鏡は78.3％増（前年同期比）、補聴器は212.0％増（前年同期比）となり、当社グループが掲げるアイケア

を更に拡充・先鋭化した効果が顕著なものとなっております。同期間における眼鏡の一客あたり販売単価においても、メガネスーパーのアイケアサービスの根幹である「トータルアイ検査」を更に充実させ、新たに「夜間視力検査機器」を設置する他、多岐に渡る眼の検査項目を用意することで、従来店舗よりもアイケアを強化したサービスを提供した結果、前年同期比12.6％増となっております。特に平成30年４月においては、眼の健康寿命延伸に繋がるアイケアサービスの普及・啓発活動の効果と相俟って、眼鏡の売上は前年同月比331.5％増となったほか、当社グループ全体でも既存店売上高の前年同月比は24,1％増と直近２年間で最高の伸長率を達成いたしました。なお、当連結会計年度中に、麻布十番店・八王子本店・姫路みゆき通り店の３店舗を次世代型店舗としてオープンいたしました。

当連結会計年度における出退店は株式会社シミズメガネからの事業譲受による出店11店舗を含む47店舗の新規出店、16店舗の退店（うち近隣への移転７店舗）を行い、当社グループの当連結会計年度末における店舗数は381店舗となっております。

この結果、眼鏡等小売事業における売上高は21,285百万円（前年同期比21.5％増）、セグメント利益は893百万円（前年同期比90.6％増）となりました。

２．ＥＣ事業

ＥＣ事業につきましては、当社グループＥＣサイト「メガネスーパー公式通販サイト」において、お客様の利便性を追求した質の高いサービスを継続的に強化しております。

当連結会計年度においては、昨年度導入した「Amazonログイン＆ペイメント」に加えて、新たに「ソーシャルPLUS」のLINEログインオプション機能を利用し、LINEアカウントと連動するLINEログイン機能や、ECサイト会員登録と同時にLINE友だち追加ができる機能、会員向けのプッシュメッセージ配信機能を導入いたしました。これにより、当社グループＥＣサイトをご利用のお客様は、ご自身のLINEのアカウント情報を用いて手間なく簡単に会員登録やログインを行うことが可能となります。また、LINEログインを行うと同時に、当社グループＥＣサイトの会員IDとLINEアカウントとのID連携が完了し、同時に「メガネスーパー公式通販サイト」のLINEアカウントへの友だち追加をスムーズに完結することができます。将来的には、LINEログインでID連携したお客様に、お買い求めいただいた商

品に応じた情報のご提供や商品購入の完了、配送のお知らせ等、LINEを通じた最適なコミュニケーションを図っていく予定です。

また、平成29年１月23日にリリースした当社グループ全店で過去に購入したコンタクトレンズ用品を１タップで注文・配送することができるスマートフォンアプリ「コンタクトかんたん注文アプリ」に続き、平成30年１月29日に「コンタクトレンズ在庫検索＆取り置き」サービスを開始するなど、実店舗とＥＣサイトを包括するデジタルチャネル、店舗とデジタルのそれぞれのチャネル特徴を活かしたオムニチャネル戦略を実現するための基盤構築を推進しております。

この結果、ＥＣ事業における売上高は489百万円（前年同期比31.0％増）、セグメント利益は76百万円（前年同期比26.2％増）となりました。またオムニチャネル戦略による実店舗等への送客等による眼鏡等小売事業における売上貢献額とＥＣ事業売上高を合算したＥＣ関与売上高は536百万円となりました。

セグメントの売上高につきましては、次のとおりであります。

（単位：百万円）

部門＼期別	第１期（当連結会計年度）	
	売上高	構成比
眼鏡等小売事業	21,285	97.8％
ＥＣ事業	489	2.2
その他事業（注）	1	0
合計	21,776	100.0

（注）その他事業はウェアラブル端末事業等であります。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、成長基盤の一層の強化を図るため、引き続き目の健康プラットフォームを通じた同業のロールアップを戦略的に展開し、眼鏡小売市場の付加価値需要層に対する持続的競争優位の確立を図ってまいります。

1．ターゲット顧客層を獲得する上での当社グループの強みの活用

・ミドル・シニア世代は、すでに当社グループ主要の顧客基盤であり、その約半分は「ファッション性」よりも視力検査やフィッテイングを始めとする「アイケア」を重視する顧客層。
・このような顧客層に対しての検査や過去蓄積してきた約900万人の顧客データベースなど、当社グループの強みをより一層活かすことでさらなる顧客基盤の拡大。

2．オペレーションの改善とリニューアル

・本社サポートによる既存店毎に特定された店頭訴求、商品・接客などの問題解決、施策展開による単価・件数の増加。
・付加価値需要層に対応した店舗リニューアルを高収益店舗を中心に進め、さらには、全店拡大に向け量的に拡大。

3．マーケティングと店舗サービスの最適化ビジネス（店舗）モデルの構築

①集客のためのマーケティング

・主要な顧客基盤たるミドル・シニア世代をより明確にターゲットとすることで、アイケアに関する個々の顧客の潜在ニーズを顕在化させ、新規客数及び再来客数をさらに拡大。
・既存店舗の質の向上が図れてきたことを踏まえ、顧客への訴求という観点から、ＤＭ、メルマガ、ＬＩＮＥ、ポスティングといった直接顧客とつながる販促施策、「フクタン」キャラクターを始め、同じコンテンツで、話法を顧客タイプに合わせた新しいクリエイティブ施策（川柳、漫画、動画等）による訴求の展開。
・これにとどまらず、地域・商圏毎の広告宣伝媒体の多様化と相乗効果の最適化など、より一層対外訴求効果を改善。
・特に、新規顧客の獲得に向けては、ミドル・シニア層に適した「アイケア」を中心とした商品・サービスのマス向けの打ち出し、再来顧客の確保に向けては

ウェブを中心とした展開を重視し、有用な顧客データをもとにした情報配信、商品・サービスやソリューション提案を直接顧客とやりとりすることにより、実質的な商圏の拡大及び広告宣伝施策の効率向上を図る。

②顧客化のための店舗サービスの最適化

・集客のあり方の進化に伴い、店舗のあり方も従来小売の物販型モデルにとらわれず、付加価値のあるサービスを重視。
・タブレットＰＣなどのＩＴの活用と人材の役割専門化を通じてコストを削減しながら売上が向上する収益モデルへの変更。
・顧客への付加価値に提供という観点からは、集客施策により顕在化する顧客ニーズに対して、「アイケア」ニーズに対応した競合と差別化可能なレンズ製品の品揃えや、ミドル・シニア層に適した企画開発型のオリジナルフレーム商品の拡大を推進。
・商品ラインの変更と平仄を合わせ、商品・サービスの付加価値を積極的に上げ、一部競合よりも絶対水準として高い、価格あたりの価値を高くし、買上率を一段と拡大させる。
・結果として、坪効率向上させ、より面積の小さい店舗における店舗展開も可能に。

４．新規出店

・閉鎖や改装による既存店の構造改革及び既存店の新モデルへの転換による売上拡大に加えて、投資効果の高い新モデルでの小商圏（地域密着型商圏・立地）への新規出店。
・また、目の健康プラットフォームを通じた同業のロールアップを強化し、M&A等による店舗の獲得も機会に応じて検討。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、323百万円であります。眼鏡等小売事業におけるその主なものは、36店舗の新規出店うちリロケーション７店舗及び次世代型店舗２店舗等の改装及び店舗のオペレーションの利便性を図るためのソフトウェア開発によるものであります。

(4) 資金調達の状況

当社の連結子会社である株式会社メガネスーパーは、既往借入金のリファイナンスを目的として、平成30年2月26日付にて株式会社福岡銀行をアレンジャー兼エージェントとする総額6,300百万円のシンジケーション方式によるタームローン及びコミットメントラインの設定契約を締結し、既往借入金を平成30年２月28日付にて全額返済いたしました。また、平成30年３月30日には、既存店の強化や新店出店等の資金需要に備え、株式会社東京スター銀行との間で200百万円の当座貸越契約の締結をいたしました。

当社は、連結子会社である株式会社メガネスーパーの事業再生からの脱却、成長戦略として推進する同業のロールアップの成果、並びにグループ経営体制の移行等、収益力増強に伴う信用力を背景に平成30年３月30日に株式会社りそな銀行と1,000百万円のコミットメントライン契約を締結いたしました。

(5) 財産及び損益の状況

区分＼期別	第１期 (当連結会計年度)
	平成30年４月期
売上高（百万円）	21,776
経常利益（百万円）	587
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	725
１株当たり当期純利益（円）	4.11
総資産（百万円）	14,054
純資産（百万円）	1,382

（注）　１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 主要な事業セグメント

（平成30年４月30日現在）

事業部門別	事業の内容
眼鏡等小売事業	フレーム・レンズ・メガネ備品・コンタクトレンズ・コンタクトレンズ備品・サングラス・補聴器・補聴器付属品・健康食品等の店舗における販売事業
EC事業	インターネット上のコンタクトレンズ、眼鏡等の通信販売事業
その他事業	ウェアラブル端末の開発及び販売等

(7) 当該事業年度末における主要な拠点並びに使用人の状況

① 主要な拠点等

地　域	店　舗　名	店舗数
本社	東京都港区	店
北海道	小樽店、札幌元町店、イオン札幌桑園店 他1店舗	4
青森県	イオン十和田店、イオンタウン弘前樋の口店 他1店舗	3
岩手県	盛岡上堂店、遠野店、盛岡菜園店	3
宮城県	仙台クリスロード店、仙台泉セルバテラス店 他1店舗	3
山形県	鶴岡南ショッピングセンター店、鶴岡美咲町店 他1店舗	3
福島県	福島方木田店、福島矢野目店	2
茨城県	日立店、水戸笠原店、土浦真鍋店、つくば学園　他6店舗	10
栃木県	那須ガーデンアウトレット店	1
群馬県	カインズホーム前橋吉岡店	1
埼玉県	所沢プロペ通り店、川越クレアモール店、大宮DOM店 他20店舗	23
千葉県	市川店、松戸店、船橋店、京成千葉店、柏店　他23店舗	28
東京都	DOCK白金台本店、渋谷松濤店、新宿中央東口店 他64店舗	67
神奈川県	関内店、横浜西口本店、アージュ小田原店　他60店舗	63
新潟県	上越インター店、燕三条店、長岡イオン前店　他23店舗	26
富山県	メガネハウス礪波店、メガネハウス富山本店　他20店舗	22
石川県	野々市店、輪島ワイプラザ店、イオンタウン金沢示野店	3
福井県	福井二の宮店、福井花堂店、福井開発店、福井下馬店	4
山梨県	甲府アルプス通り店、韮崎店、都留・田野倉店　他9店舗	12
長野県	長野若槻店、レイクウォーク岡谷店　他2店舗	4
岐阜県	岐阜長良店、岐阜加納店、ラスパ御嵩	3
静岡県	浜松鍛冶町店、掛川アピタ前店、函南店 他16店舗	19
愛知県	名古屋大須店、名古屋栄スカイル店　他6店舗	11
三重県	イオンモール桑名店	1
京都府	京都河原町通店	1
大阪府	西心斎橋店、高槻店、天六店、シミズメガネ本店　他16店舗	20
兵庫県	東加古川店、西明石店、神戸三宮店、姫路みゆき通り店 他6店舗	10
広島県	ゆめタウン東広島店	1
山口県	下関山の田店	1
香川県	瓦町FLAG店、イオンタウン宇多津店	2
愛媛県	松山銀天街店	1
福岡県	小倉本店、西新店、天神総本店、久留米上津BP店 他5店舗	9
佐賀県	佐賀西部バイパス店、佐賀大和バイパス店	2
長崎県	長崎千歳店	1
熊本県	熊本東バイパス店、くまなん店、天草店、熊本光の森店 他1店舗	5
宮崎県	都城店	1
鹿児島県	鹿児島店、鹿児島なや通り店、奄美名瀬店、徳之島店 他5店舗	9
沖縄県	豊見城ウイングシティ店、ハンビータウンＳＣ店	2
合　計		381

② 使用人の状況

使用人数	1,380名（215名）

（注）1. 使用人数は、就業人員数であります。
2. （ ）内は、外書きで、準社員数、嘱託社員数及びパート社員数を示しております。パート社員数につきましては１日の労働時間を８時間に換算した員数を示しております。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社等の状況

名称	住所	資本金	議決権割合	主要な事業
株式会社メガネスーパー	神奈川県小田原市本町四丁目2番39号	100百万円	100%	フレーム・レンズ・メガネ備品・コンタクトレンズ・コンタクトレンズ備品・サングラス・補聴器・補聴器付属品・健康食品等の店舗における販売事業及びインターネット上のコンタクトレンズ、眼鏡等の通信販売事業
株式会社メガネハウス	富山県富山市上飯野38番地1	12百万円	100%	フレーム・レンズ・メガネ備品・コンタクトレンズ・コンタクトレンズ備品・サングラス・補聴器・補聴器付属品等の店舗における販売事業
株式会社関西アイケアプラットフォーム	東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦NAビル3階	10百万円	100%	フレーム・レンズ・メガネ備品・コンタクトレンズ・コンタクトレンズ備品・サングラス・補聴器・補聴器付属品等の店舗における販売事業
株式会社みちのくアイケアプラットフォーム	東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦NAビル3階	10百万円	100%	フレーム・レンズ・メガネ備品・コンタクトレンズ・コンタクトレンズ備品・サングラス・補聴器・補聴器付属品等の店舗における販売事業
株式会社Ｅｎｈａｎｌａｂｏ	東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦NAビル3階	25百万円	94.3%	眼鏡型ウェアラブル端末及びその周辺機器の企画・開発・製造・販売等

③　事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	所在地	帳簿価額	当社の総資産額
株式会社メガネスーパー	神奈川県小田原市本町四丁目２番39号	830,805千円	989,344千円
株式会社メガネハウス	富山県富山市上飯野38番地１	349,209千円	

(9) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社福岡銀行	6,300

(10) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第1項）があるときの権限の行使に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けております。

当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

なお、当連結会計年度については、中間配当及び期末配当ともに無配であります。

(11) 会社の経営に重要な影響を及ぼす事象について

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成30年４月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　350,000,000株

普通株式	350,000,000株
Ａ種優先株式	800株
Ｂ種優先株式	1株
Ｃ種優先株式	1,000株
Ａ種劣後株式	110,000,000株
Ｂ種劣後株式	100,000,000株

(2) 発行済株式総数　189,306,939株

普通株式	158,931,034株
（うち自己株式	９株を含む）
Ａ種優先株式	800株
（うち自己株式	700株を含む）
Ｂ種優先株式	1株
Ｃ種優先株式	320株
Ａ種劣後株式	30,318,181株
Ｂ種劣後株式	56,603株

(3) 株主数　41,282名

(4) 大株主の状況

株主名	普通株式 持株数	Ａ種劣後株式 持株数	持株比率
	株	株	%
投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズⅣ号・道徳機関投資家関転売制限付分除外少人数投資家向け無限責任組合員 株式会社ＡＰ ＩＶ ＧＰ	19,938,259	12,787,262	17.29
AP Cayman Partners II, L. P.	13,911,996	8,923,180	12.06
JAPAN IRELAND INVESTMENT PARTNERS	12,091,714	7,754,986	10.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	8,571,100	—	4.53
THE BANK OF NEW YORK MELLON (INTERNATIONAL) LIMITED 131800	5,996,900	—	3.17
谷本忠史	5,916,200	—	3.13
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	4,884,700	—	2.58
株式会社SBI証券	2,503,800	—	1.32
フォーティーツー投資組合	1,328,749	852,753	1.15
楽天証券株式会社	1,735,000	—	0.92

（注） 持株比率は発行済株式総数から自己株式数を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当連結会計年度に当社役員が保有している新株予約権等の状況

		第２回新株予約権
発行決議日		平成27年11月19日 （注）1
新株予約権の数		24,200個
目的となる株式の種類と数		普通株式 2,420,000株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 5,300円 （1株当たり 53円）
権利行使期間		平成32年12月4日から 平成37年12月3日まで
行使の条件		（注）2
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数 24,200個 目的となる株式数 2,420,000株 保有者数 ２名

（注）1. 平成29年11月1日の株式移転により当社の完全子会社となった株式会社メガネスーパーが発行した第11回新株予約権に対し、その保有する新株予約権者に対し、その保有する新株予約権に代わるものとして平成29年11月1日に交付したものです。なお、発行決議日は株式会社メガネスーパーの第11回新株予約権に係るものを表しています。

2. (1) 新株予約権者は、当社の取締役または従業員たる地位を失ったときは、新株予約権を行使することはできない。ただし、当社取締役会の決議により当該地位の喪失につき正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。

(3) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(2) 当連結会計年度に当社役員に交付した新株予約権の状況

	第５回新株予約権
発行決議日	平成29年６月28日 （注）1
新株予約権の数	28,000個
目的となる株式の種類と数	普通株式 2,800,000株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり　5,300円 （1株当たり　53円）
権利行使期間		平成32年12月4日から 平成37年12月3日まで
行使の条件		（注）2
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数　28,000個 目的となる株式数　2,800,000株 保有者数　2名

（注）1. 平成29年11月1日の株式移転により当社の完全子会社となった株式会社メガネスーパーが発行した第14回新株予約権に対し、その保有する新株予約権者に対し、その保有する新株予約権に代わるものとして平成29年11月1日に交付したものです。なお、発行決議日は株式会社メガネスーパーの第14回新株予約権に係るものを表しています。

2. (1) 新株予約権者は、当社の取締役または従業員たる地位を失ったときは、新株予約権を行使することはできない。ただし、当社取締役会の決議により当該地位の喪失につき正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。

(3) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(3) 当連結会計年度に当社使用人が保有している新株予約権等の状況

	第１回新株予約権
発行決議日	平成26年11月17日　（注）1
新株予約権の数	29,610個
目的となる株式の種類と数	普通株式　2,961,000株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり　5,300円 （1株当たり　53円）
権利行使期間	平成29年11月17日から 平成36年11月16日まで
行使の条件	（注）2
使用人の保有状況	新株予約権の数　29,610個 目的となる株式数　2,961,000株 保有者数　211名

（注）1. 平成29年11月1日の株式移転により当社の完全子会社となった株式会社メガネスーパーが発行した第９回新株予約権に対し、その保有する新株予約権者に対し、その保有する新株予約権に代わるものとして平成29年11月1日に交付したものです。なお、発行決議日は株式会

社メガネスーパーの第９回新株予約権に係るものを表しています。
2. (1) 新株予約権者は、当社の取締役または従業員たる地位を失ったときは、新株予約権を行使することはできない。ただし、当社取締役会の決議により当該地位の喪失につき正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。
(2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。
(3) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

	第４回新株予約権
発行決議日	平成28年12月15日　（注）1
新株予約権の数	32,600個
目的となる株式の種類と数	普通株式　3,260,000株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり　6,100円 （1株当たり　61円）
権利行使期間	平成31年12月15日から 平成38年12月14日まで
行使の条件	（注）2
使用人の保有状況	新株予約権の数　32,600個 目的となる株式数　3,260,000株 保有者数　391名

（注）1. 平成29年11月1日の株式移転により当社の完全子会社となった株式会社メガネスーパーが発行した第13回新株予約権に対し、その保有する新株予約権者に対し、その保有する新株予約権に代わるものとして平成29年11月1日に交付したものです。なお、発行決議日は株式会社メガネスーパーの第13回新株予約権に係るものを表しています。
2. (1) 新株予約権者は、当社の取締役または従業員たる地位を失ったときは、新株予約権を行使することはできない。ただし、当社取締役会の決議により当該地位の喪失につき正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。
(2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。
(3) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

4. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	星崎尚彦	店舗運営本部長
取締役	東原俊哉	
取締役	小坂雄介 (通称 市川雄介)	
取締役	三井規彰	最高財務責任者
取締役	永露英郎	
取締役	松本大輔	
常勤監査役	吉田豊稔	
監査役	杉﨑茂	弁護士
監査役	平岡久夫	

(注) 1. 取締役 永露英郎氏及び松本大輔氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 杉﨑　茂氏及び平岡久夫氏は会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 重要な兼職先である法人等と当社の関係
該当事項はありません。
4. 監査役 杉﨑　茂氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
5. 監査役 杉﨑　茂氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・杉﨑　茂氏は弁護士の資格を有しており、平成18年度日本弁護士連合会副会長に就任しておりました。
6. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

役名	氏名	職名
執行役員	中村成宏	マーケティング事業本部　本部長
執行役員	松尾拓道	コンタクト事業本部兼補聴器事業本部　本部長
執行役員	川添隆	デジタルエクスペリエンス事業本部　本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社と社外取締役は、同法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
	名	千円
取締役	3	114,171
（うち社外取締役）	（1）	4,500
監査役	3	13,200
（うち社外監査役）	（2）	7,200
合計	2	127,371

（注）1. 上記報酬等の額には、平成27年11月19日及び平成29年６月28日開催の株式会社メガネスーパーの取締役会決議により、ストックオプションとして取締役２名に付与した新株予約権54,425千円（報酬等としての額）を含んでおります。

2. 株主総会による取締役報酬限度額は年額520,000千円、監査役報酬限度額は年額25,000千円であります。

3. 期末現在の取締役人員数は６名、監査役の人員数は３名であります。上記の支給人員との相違は、無報酬の取締役３名が存在していることによるものであります。

(4) 社外役員に関する事項

区　　分	氏　　名	主な活動状況
取締役	永露英郎	当期開催の取締役会8回すべてに出席し、株式会社アドバンテッジパートナーズから招聘され、事業再生に関する経験とノウハウを有しており専門知識と見識から意見を述べております。
取締役	松本大輔	当期開催の取締役会8回すべてに出席し、企業経営者としての経験と幅広い見識に基づき経営全般に係る有益な助言を行うとともに長期的な企業価値を増大させる意見を述べております。
監査役	杉﨑茂	当期開催の取締役会8回のうち7回出席し、また、当期開催の監査役会6回すべてに出席しており適宜、弁護士としての専門知識と見識から意見を述べております。
監査役	平岡久夫	当期開催の取締役会8回すべてに出席し、また、当期開催の監査役会6回すべてに出席しており適宜質問するとともに主に証券業界での豊富な経験を活かした専門知識と見識並びに経営監視の観点から意見を述べております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称　　ひびき監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　　払　　額
当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32百万円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計金額	32百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、監査役会および取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計を記載しております。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制の整備等について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する体制について

① 当社は、企業の継続的存続のためにコンプライアンスの徹底が不可欠であると認識し、特に取締役会の法令遵守はもちろん、従業員に率先して意識の教育及び維持・向上に努める。

② 取締役会直属の内部監査室及びコーソーシング法人が、監査役・監査法人との連携・協力のもと内部監査を実施し、業務の適法・適切な運営と内部管理の徹底を図る。また、社長と各部門長が定期的に業務に関する報告を行うなど、問題点や今後の課題を直接経営に報告する体制を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

① 職務の執行に係る文書その他の情報（以下、職務執行情報という。）につき、当社文書管理規程、情報管理規程、個人情報保護規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

② 職務執行情報を必要な情報保護策を付してデータベース化し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築する。

③ 前２項に係る事務は、担当取締役が所管し、①の検証・見直しの経過、②のデータベースの運用・管理について、定期的に取締役会に報告する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

① リスク管理の実効性を確保するため、専門の各委員会（内部監査室、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、個人情報保護法に基づく委員会等）を核とし、当社全体のリスクを総括的に管理する。

② 経営に重大な影響を及ぼすリスク（業務に関するリスク・安全に係るリスク・企業リスク等）を十分に認識した上で、リスク管理に関する各規程を整備し、平時における損失の事前防止に重点を置いた対策を実行する。

③ 緊急事態発生時の通報経路及び役員責任体制を定め、有事の対応を迅速かつ適切に行うとともに、防止策を講じる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

① 取締役の職務を職制規程で明確にし、職務権限規程、職務分掌規程に基づき職務を適正に執行する。

② 組織の透明性、業務簡素化に関する各種施策、並びにITの適切な利用等を通じて業務の効率化を推進する。

③ 取締役会は、各担当取締役の業務に関し、管理・監督を行い、各取締役は取締役会において、担当業務に関する職務執行の状況を報告する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

① 取締役及び使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、担当取締役をチーフ・コンプライアンス・オフィサーとして、その責任のもと、コンプライアンス基準及びコンプライアンス・マニュアルを作成し共有化を図るとともに、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の内部通報制度その他必要な報告体

制を構築する。
② 行動規範（倫理行動基準）を制定し、経営トップ以下、当社全体に規範の浸透を図ることにより、健全な企業行動を実践する。
③ コンプライアンス基準に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、従業員に対し、内部通報ガイドライン及び内部通報相談窓口の、さらなる周知徹底を図る。

(6) 当社における業務の適正を確保する体制について
当社は、当社の内部統制システム充実のため、関連するリスク管理、コンプライアンス体制整備、経営効率化、決算情報の収集・開示情報の迅速な伝達体制の構築等について必要な措置をとる。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項について
① 必要に応じ監査役の職務を補助する部署をあらたに設置し、人員配置する。
② 前項の具体的な内容については、監査役との適正な意思疎通に基づき、担当取締役その他の関係各方面の意見を十分に考慮して検討する。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項について
① 監査役の職務を補助すべき使用人の人事については、監査役会の同意を必要とする。
② 監査役室付き使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務しない。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制について
① 取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告をする。
② 前項の報告事項として、主なものは次のとおりとする。
・当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
・業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
・内部通報制度の運用及び通報の内容

(10) その他監査役会又は監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

① 監査役会は、必要に応じて会計監査人、取締役、使用人等から随時報告を求める。

② 監査役会は、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければならない。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制について

① 代表取締役は、当社における財務報告の信頼性を確保するために、金融商品取引法及び当社行動基準に基づき、当社財務グループ等の関連部門を中心とする十分な体制を整備し、内部統制システムの構築と運用を行うものとする。

② 当社の内部統制監査部門責任者は、当社取締役会に対して、内部統制監査部門における検証結果を報告し、併せて必要と認められる改善・是正策を提言するものとする。

(12) 反社会的勢力に向けた基本的な考え方について

① 反社会的勢力と一切の関係を持たない。また反社会的勢力から接触を受けたときは直ちに警察等のしかるべき機関に情報を提供するとともに、暴力的な要求や不当な要求に対しては外部機関と連携して組織的に対処する。

② 反社会的勢力の要求に応じない、法令・社会的規範・企業倫理に反した事業活動は行わないことを職制で指導するとともに内部通報制度を整備する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、内部統制システムに関して、以下の具体的な取り組みを行っております。

① 取締役会の職務の執行

社外取締役２名を含む取締役６名は、原則として毎月１回開催される取締役会に出席しております。当事業年度は取締役会を24回開催いたしました。取締役会では、経営上の重要事項の意思決定並びに各取締役の業務執行の監督を行っております。また当社の取締役会に執行役員及び各担当グループのジェネラルマネージャーが出席し業務執行状況を報告することにより、当社において適正な業務執行を統治しております。

② 監査役の職務の執行

社外監査役２名を含む監査役３名は、監査役会が決定した監査計画、監査業

務の分担等に基づき、取締役の職務の執行を監査しております。当事業年度は監査役会を13回開催いたしました。監査役会では取締役及び従業員から重要事項の報告を受けております。また、監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、店舗及び各担当グループへの往査を行い執行役員及び各担当グループのジェネラルマネージャー並びに従業員より報告を受け意見交換を行いました。これらの職務の遂行により当社の経営状況を監視するとともに、会計監査人から定期的に監査状況を聴取し会計監査人及び内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

③ コンプライアンス体制並びにリスク管理体制

当社のコンプライアンス委員会は、当社の従業員が各委員を構成しており、当社全体のコンプライアンス体制の推進に関する課題の把握とその対応策を協議し決定しております。

コンプライアンス委員会は公益通報窓口（ヘルプライン）を設置しており、問題の早期発見及び是正対応に努めております。その運用状況はコンプライアンス委員会へ定期的に報告されております。重要な事案についてはコンプライアンス担当より取締役会及び監査役会へ報告を行うこととしております。

リスク管理体制におきましては、事前予兆体制の整備として災害対策マニュアルを整備し、各店舗における防災対策の確認と従業員の安否確認システムの設置を行っております。また、自然災害時のリスク発生時には対策本部を設置し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し復旧に取り組むとともに、社会的使命を持って顧客、地域社会等への支援活動を実施しております。

8. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

本「事業報告」に記載されている金額及び株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成30年４月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**8,292,661**	**流動負債**	**6,839,257**
現金及び預金	2,974,791	支払手形及び買掛金	2,021,894
売掛金	1,280,938	短期借入金	2,000,000
商品	3,127,595	１年以内返済予定の長期借入金	400,000
貯蔵品	36,053	未払金	506,252
前払費用	283,617	未払費用	297,411
未収入金	260,728	未払法人税等	53,806
繰延税金資産	291,693	前受金	1,290,362
その他	37,242	賞与引当金	81,000
		その他	188,530
固定資産	**5,761,545**		
有形固定資産	**2,425,609**	**固定負債**	**5,832,780**
建物	1,071,105	長期借入金	3,900,000
工具器具備品	246,303	退職給付に係る負債	1,808,081
土地	890,935	その他	124,698
建設仮勘定	34,526		
その他	182,737	**負債合計**	**12,672,037**
		（純資産の部）	
無形固定資産	**289,453**	**株主資本**	**1,309,654**
のれん	59,093	資本金	10,000
ソフトウェア	170,932	資本剰余金	1,718,806
その他	59,428	利益剰余金	△419,151
		自己株式	△0
投資その他の資産	**3,046,482**	**その他の包括利益累計額**	**△177,711**
敷金及び保証金	2,843,615	その他有価証券評価差額金	2,079
繰延税金資産	37,422	退職給付に係る調整累計額	△179,791
その他	256,289	**新株予約権**	**250,119**
貸倒引当金	△90,845	**非支配株主持分**	**106**
		純資産合計	**1,382,169**
資産合計	**14,054,206**	**負債・純資産合計**	**14,054,206**

連結損益計算書

（自　平成29年５月１日
至　平成30年４月30日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		21,776,194
売上原価		7,857,512
売上総利益		13,918,681
販売費及び一般管理費		13,202,257
営業利益		716,424
営業外収益		
受取利息	1,019	
受取配当金	440	
保険解約返戻金	8,272	
集中加工室管理収入	20,672	
開発負担金収入	7,000	
その他	22,926	60,332
営業外費用		
支払利息	105,476	
支払手数料	63,000	
その他	20,486	188,962
経常利益		587,794
特別利益		
固定資産売却益	93,600	
立退料収入	45,000	
その他	5,393	143,994
特別損失		
固定資産売却損	26,962	
固定資産除却損	18,861	
店舗閉鎖損失	12,096	
減損損失	111,713	
その他	18,522	188,156
税金等調整前当期純利益		543,631
法人税、住民税及び事業税		89,456
法人税等調整額		△269,987
当期純利益		724,162
非支配株主に帰属する当期純損失		△1,670
親会社株主に帰属する当期純利益		725,832

貸　借　対　照　表

（平成30年４月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**157,113**	**流動負債**	**90,035**
現金及び預金	107,584	未払金	25,420
売掛金	35,487	未払費用	8,574
繰延税金資産	3,785	未払法人税等	42,417
前払費用	10,244	預り金	788
その他	11	その他	12,834
		負債合計	**90,035**
		（純資産の部）	
固定資産	**832,230**	**株主資本**	**649,189**
無形固定資産	**1,425**	**資本金**	**10,000**
ソフトウェア	1,425	**資本剰余金**	**622,431**
		その他資本剰余金	622,431
投資その他の資産	**830,805**	**利益剰余金**	**16,758**
関係会社株式	830,805	その他利益剰余金	16,758
		繰越利益剰余金	16,758
		自己株式	**△0**
		新株予約権	**250,119**
		純資産合計	**899,309**
資産合計	**989,344**	**負債・純資産合計**	**989,344**

損　益　計　算　書

（自　平成29年11月１日
至　平成30年４月30日）

（単位：千円）

科目	金額	
営業収益		168,956
営業費用		115,800
営業利益		53,155
営業外収益		
受取利息	0	
その他	0	0
営業外費用		
支払手数料	760	760
経常利益		52,394
特別利益		
新株予約権戻入益	2,996	2,996
税引前当期純利益		55,391
法人税、住民税及び事業税		42,417
法人税等調整額		△3,785
当期純利益		16,758

連結計算書類に係る会計監査報告　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年６月29日

株式会社　ビジョナリーホールディングス
　取締役会　御中

ひびき監査法人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　田　中　弘　司　㊞

代表社員
業務執行社員　公認会計士　林　　直　也　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ビジョナリーホールディングスの平成29年５月１日から平成30年４月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビジョナリーホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年６月29日

株式会社　ビジョナリーホールディングス
　取締役会　御中

ひびき監査法人

代表社員 業務執行社員　公認会計士　田　中　弘　司　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　林　　直　也　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ビジョナリーホールディングスの平成29年11月１日から平成30年４月30日までの第１期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

　利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成２９年５月１日から平成３０年４月３０日までの第４２期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける
ほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、業務の分担等に従い、取締役、内部
監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会の決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計ら「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）　監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人かを「監査に関する品質管理基準」（平成１７年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以　上

平成３０年６月３０日

株式会社メガネスーパー　監査役会

常勤監査役　吉　田　豊　稔　㊞

社外監査役　杉　崎　　茂　㊞

社外監査役　平　岡　久　夫　㊞

監査役会の監査報告　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成２９年１１月１日から平成３０年４月３０日までの第１期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、業務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会の決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成１７年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

３．後発事象

当社は、平成３０年５月１日開催の取締役会において、当社グループがアイケアカンパニーとして今まで培ったプライベートブランド（ＰＢ）商品・アイケアサービス、そしてそのノウハウをメガネ業界だけにとどまらず、あらゆる業界や分野に向けての情報発信と販路開発を積極的に行うことで更なるアイケアニーズの掘り起こしと事業基盤の強化・拡大を図ることを目的として新たに株式会社VisionWedge(ビジョンウェッジ)を設立することを決議しております。

株式会社VisionWedge設立の具体的な目的は、①ホールセール事業、②コンサルティング事業、③アイケアコミュニケーション事業の３つの事業の展開を通じて、グループ会社としての事業採算性の明確化とガバナンス強化を図り、ホールディングス体制をより強固なものにすることで会社の事業成長とアイケアの普及を加速することであります。

以　上

平成３０年６月３０日

株式会社ビジョナリーホールディングス　監査役会

常勤監査役　　吉　田　豊　稔　㊞

社外監査役　　杉　崎　　茂　㊞

社外監査役　　平　岡　久　夫　㊞

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり改めたいと存じます。

１．変更の理由

（１）今後、グループ経営体制の再編がなされる場合には当該再編を柔軟かつ機動的に行うことができるよう、現行定款における事業目的について、当社が子会社の事業を自ら営むことができるように変更するものであります。

（２）関連事業等、業容の拡大に伴う人員増により物理的なスペースが不足してきたことにより、当社に加えて、東京に拠点を置く当社子会社の東京本社もしくは本社機能を再整備し、コミュニケーションの活性化等を促進するため、本店の所在地を東京都港区から東京都中央区に変更するものであります。

（３）当社のＡ種劣後株式及びＢ種劣後株式が全て消却されたことに伴い、必要な規定の変更を行うものであります。

（４）当社は、業務執行に対する監査・監督機能の強化を図るとともに、意思決定の迅速化を実現することを目的として、監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等その他の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

２．変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第１条　（条文省略）	
第２条（目的）当会社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 １．眼鏡の販売 ２．コンタクトレンズの販売 ３．眼鏡用レンズ・フレームの製造、販売 ４．眼鏡販売業用機の販売、賃貸業 ５．眼鏡販売加盟店の募集並びに経営の指導 ６．補聴器の販売 ７．ゴルフ場、ゴルフ練習場の経営及びゴルフ会員権の売買 ８．旅館及び食堂、喫茶店の経営 ９．不動産の売買、賃貸、仲介及び管理業 １０．ロイヤルゼリー粒、蜂の巣の加工品等の健康食品、清涼飲料水の販売	第２条（目的）当会社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 １．眼鏡の輸出入、製造、卸売、販売、修理 ２．コンタクトレンズの輸出入、製造、卸売、販売 ３．眼鏡用レンズ・フレームの輸出入、卸売、製造、販売 ４．眼鏡型ウェアラブル端末およびその周辺機器の企画、開発、製造、販売、賃貸および輸出入に関する事業 ５．眼鏡型ウェアラブル端末およびその周辺機器の保守、修理等のサービスに関する事業 ６．ウェアラブル端末用眼鏡フレームおよびレンズの企画、開発、製造、販売および輸出入に関する事業

現行定款	変更案
１１．化粧品の販売 １２．時計、貴金属及び宝飾品の販売 １３．古物営業法に基づく古物商 １４．損害保険の募集に関する業務 １５．眼鏡等の学校の経営 １６．フランチャイズチェーンの経営及び募集 １７．経営コンサルティング １８．前各号に附帯する一切の業務	７．眼鏡型ウェアラブル端末用ソフトウェアの企画、開発、販売および輸出入に関する事業 ８．プリズム、センサー等眼鏡型ウェアラブル端末関連技術の研究開発、企画、製造、販売および輸出入に関する事業 ９．眼鏡販売業用機の販売、賃貸業 １０．眼鏡販売加盟店の募集並びに経営の指導 １１．補聴器の輸出入、製造、卸売、販売、修理 １２．視力補正用レンズ、検眼用器具等医療用具の販売 １３．光学機器販売修理 １４．ゴルフ場、ゴルフ練習場の経営及びゴルフ会員権の売買 １５．旅館及び食堂、喫茶店の経営 １６．不動産の売買、賃貸、仲介及び管理業 １７．ロイヤルゼリー粒、蜂の巣の加工品等の健康食品、清涼飲料水の輸出入、製造、卸売、販売 １８．化粧品の輸出入、製造、卸売、販売 １９．時計、計時機、装身具、貴金属及び宝飾品の輸出入、製造、卸売、販売、修理 ２０．古物営業法に基づく古物商 ２１．損害保険の募集に関する業務 ２２．眼鏡等の学校の経営 ２３．医薬品、医薬部外品及び医療用機械器具の輸出入、製造、卸売、販売 ２４．フランチャイズチェーンの経営及び募集 ２５．経営コンサルティング ２６．通信ネットワークを利用した情報およびコンテンツの仲介および提供に関する事業 ２７．出版、放送、メディアおよびコンテンツに関する事業 ２８．インターネット等を通じた商取引および前記各号に関する事業 ２９．著作権、著作隣接権、工業所有権、ノウハウその他知的財産権の取得およびその管理運用に関する事業 ３０．医薬品、医薬部外品及び医療用機械器具 ３１．飲食店の経営 ３２．食料品、健康食品、日用雑貨品の販売 ３３．前記各号に関する各種サービスの提供、研修およびコンサルティング事業 ３４．前各号に附帯する一切の業務

現行定款	変更案
（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く	（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都中央区に置く。
第４条（条文省略）	（現行どおり）
（発行可能株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式総数は、３億５０００万株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 普通株式　３億５０００万株 Ａ種優先株式　８００株 Ｂ種優先株式　１株 Ｃ種優先株式　１０００株 Ａ種劣後株式　１億１０００万株 Ｂ種劣後株式　１億株	（発行可能株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式総数は、３億５０００万株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 普通株式　３億５０００万株 Ａ種優先株式　８００株 Ｂ種優先株式　１株 Ｃ種優先株式　１０００株
（単元株式数） 第６条　当会社の単元株式数は、普通株式、Ａ種劣後株式及びＢ種劣後株式につき１００株とし、Ａ種優先株式、Ｂ種優先株式及びＣ種優先株式につき１株とする。	（単元株式数） 第６条　当会社の単元株式数は、普通株式につき１００株とし、Ａ種優先株式、Ｂ種優先株式及びＣ種優先株式につき１株とする。
～第１０条の２９（条文省略）	
第２章の５　Ａ種劣後株式	（削除）
（剰余金の配当） 第１０条の３０　当会社は、Ａ種劣後株式を有する株主（以下「Ａ種劣後株主」という。）に対し、剰余金の配当を行わない。	（削除）
（残余財産の分配） 第１０条の３１　当会社の残余財産を分配するときにおいて、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対して当会社定款第１０条の３に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、Ａ種劣後株主又はＡ種劣後株式の登録株式質権者（以下「Ａ種劣後登録株式質権者」という。）及びＢ種劣後株式を有する株主（以下「Ｂ種劣後株主」という。）又はＢ種劣後株式の登録株式質権者（以下「Ｂ種劣後登録株式質権者」という。）に先立ち、普通株式１株につき、本条第３項に定める普通株式分配基準額の残余財産の分配を行う。	

現行定款	変更案
②　普通株主又は普通登録株式質権者に対して前項に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、当会社は、Ａ種劣後株主又はＡ種劣後登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者並びにＢ種劣後株主及びＢ種劣後登録株式質権者と同順位にて、Ａ種劣後株式１株につき、普通株式１株当たりの残余財産分配額（但し本条第１項に従い分配した残余財産分配額を除く。）及びＢ種劣後株式１株当たりの残余財産分配額のそれぞれと同額の残余財産の分配を行う。 ③　普通株式分配基準額は、当初１６３９円とする。	
（議決権） 第１０条の３２Ａ種劣後株主は株主総会において議決権を有する。	（削除）
（種類株主総会の議決権） 第１０条の３３当会社が、会社法第３２２条第１項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、Ａ種劣後株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。	（削除）
（Ａ種劣後株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等） 第１０条の３４当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、Ａ種劣後株式について株式の併合又は分割は行わない。 ②　当会社は、Ａ種劣後株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。 ③　当会社は、Ａ種劣後株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。	（削除）
（Ａ種劣後株式の普通株式対価の取得請求権） 第１０条の３５　Ａ種劣後株主は、平成２９年１１月１日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日）以降いつでも、当会社に対して、その有するＡ種劣後株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当会社はＡ種劣後株主が取得の請求をしたＡ種劣後株式を取得するのと引換えに、下記に定める算定方法に従って算出される数の当会社の普通株式を、当該Ａ種劣後株主に対して交付するものとする。	（削除）

現行定款	変更案
１．取得と引換えに交付する普通株式の数 Ａ種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るＡ種劣後株式の数に次項以下に定める取得比率を乗じて得られる数とする。なお、Ａ種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に１株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第１６７条第３項に定める金銭の交付はしない。 ２．取得比率は、２．２１１とする。 ３．(ア)当会社は、Ａ種劣後株式の発行日後、本項(イ)に掲げる各事由により当会社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得比率調整式（Ａ種）」という。）により取得比率を調整する $$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数} \times \frac{\text{1株当たりの払込金}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$ (イ)取得比率調整式（Ａ種）により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。 (a)本項(ウ)(b)に定める時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当会社普通株式又は処分する当会社の有する当会社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（ただし、本項(イ)(b)に定める普通株式の無償割当ての場合、又は本項(イ)(c)に定める証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は本項(イ)(c)に定める新株予約権の行使による場合を除く。） 調整後の取得比率は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。	

現行定款	変更案
(b)　当会社普通株式の分割又は当会社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合 調整後の取得比率は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。 (c)　本項(ウ)(b)に定める時価を下回る価額をもって当会社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当会社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当会社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行若しくは処分する場合（無償割当ての場合を含む。） 調整後の取得比率は、発行又は処分される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で取得され、取得させ又は行使されたものとみなして取得比率調整式（A種）を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日(特定の割当てにつき、基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降、これを適用する。 (ウ)(a)取得比率調整式（A種）の計算については、小数第４位まで算出し、小数第４位を四捨五入する。	

現行定款	変更案
(b)取得比率調整式（Ａ種）で使用する時価は、調整後の取得比率を適用する日に先立つ４５取引日目に始まる３０取引日（終値（気配表示を含む。）のない日数を除く。）の東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場（スタンダード）における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。 この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。 (c)取得比率調整式（Ａ種）で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の取得比率を適用する日の１ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。また、当会社普通株式の分割が行われる場合には、取得比率調整式（Ａ種）で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当会社の有する当会社普通株式に割り当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。 (エ)本項(イ)に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、必要な取得比率の調整を行う。 (a)株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために取得比率の調整を必要とする場合。 (b)本項(エ)(a)の他、当会社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得比率の調整を必要とする場合。 (c)取得比率を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得比率の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。 ４．　前項(ア)から(エ)までの規定により取得比率の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の取得比率、調整後の取得比率及びその適用の日その他必要な事項をＡ種劣後株主に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。	

現行定款	変更案
(c)取得比率を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得比率の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。 ４．　前項(ア)から(エ)までの規定により取得比率の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の取得比率、調整後の取得比率及びその適用の日その他必要な事項をＡ種劣後株主に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。	
第２章の６　Ｂ種劣後株式	(削除)
（剰余金の配当） 第１０条の３６当会社は、Ｂ種劣後株主に対し、剰余金の配当を行わない。	(削除)
（残余財産の分配） 第１０条の３７当会社の残余財産を分配するときにおいて、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対して当会社定款第１０条の３に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、Ａ種劣後株主又はＡ種劣後登録株式質権者及びＢ種劣後株主又はＢ種劣後登録株式質権者に先立ち、普通株式１株につき、本条第３項に定める普通株式分配基準額の残余財産の分配を行う。 ②　普通株主又は普通登録株式質権者に対して前項に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、当会社は、Ｂ種劣後株主又はＢ種劣後登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者並びにＡ種劣後株主及びＡ種劣後登録株式質権者と同順位にて、Ｂ種劣後株式１株につき、普通株式１株当たりの残余財産分配額（但し本条第１項に従い分配した残余財産分配額を除く。）及びＡ種劣後株式１株当たりの残余財産分配額のそれぞれと同額の残余財産の分配を行う。 ③　普通株式分配基準額は、当初１６３９円とする。	(削除)
（議決権） 第１０条の３８Ｂ種劣後株主は株主総会において議決権を有する。	(削除)

現行定款	変更案
（種類株主総会の議決権） 第１０条の３９当会社が、会社法第３２２条第１項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、Ｂ種劣後株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。	（削除）
（Ｂ種劣後株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等） 第１０条の４０　当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、Ｂ種劣後株式について株式の併合又は分割は行わない。 ②　当会社は、Ｂ種劣後株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。 ③　当会社は、Ｂ種劣後株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。	（削除）
（Ｂ種劣後株式の普通株式対価の取得請求権） 第１０条の４１　Ｂ種劣後株主は、Ｂ種劣後株式の発行日の１年後の日以降いつでも、当会社に対して、その有するＢ種劣後株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当会社はＢ種劣後株主が取得の請求をしたＢ種劣後株式を取得するのと引換えに、下記に定める算定方法に従って算出される数の当会社の普通株式を、当該Ｂ種劣後株主に対して交付するものとする。 １．取得と引換えに交付する普通株式の数 Ｂ種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るＢ種劣後株式の数に次項以下に定める取得比率を乗じて得られる数とする。なお、Ｂ種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に１株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第１６７条第３項に定める金銭の交付はしない。 ２．取得比率は、１．０７１とする。 ３．(ア)当会社は、Ｂ種劣後株式の発行日後、本項(イ)に掲げる各事由により当会社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得比率調整式(Ｂ種)」という。）により取得比率を調整する。	（削除）

現行定款	変更案
$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行株式数+新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金}}{\text{時価}}}$$ (イ)取得比率調整式（B種）により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。 (a)本項(ウ)(b)に定める時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当会社普通株式又は処分する当会社の有する当会社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（ただし、本項(イ)(b)に定める普通株式の無償割当ての場合、又は本項(イ)(c)に定める証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は本項(イ)(c)に定める新株予約権の行使による場合を除く。） 調整後の取得比率は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。 (b)株式分割等を行う場合 調整後の取得比率は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。 (c)本項(ウ)(b)に定める時価を下回る価額をもって当会社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当会社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当会社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行若しくは処分する場合（無償割当ての場合を含む。） 調整後の取得比率は、発行又は処分される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で取得され、取得させ又は行使されたものとみなして取得比率調整式（B種）を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日（特定の割当てにつき、基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降、これを適用する。	

現行定款	変更案
(ウ)(a)取得比率調整式（Ｂ種）の計算については、小数第４位まで算出し、小数第４位を四捨五入する。(b)取得比率調整式（Ｂ種）で使用する時価は、調整後の取得比率を適用する日に先立つ４５取引日目に始まる３０取引日（終値（気配表示を含む。）のない日数を除く。）の東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場（スタンダード）における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。 この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。 (c)取得比率調整式（Ｂ種）で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の取得比率を適用する日の１ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。また、当会社普通株式の分割が行われる場合には、取得比率調整式（Ｂ種）で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当会社の有する当会社普通株式に割り当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。 (エ)本項(イ)に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、必要な取得比率の調整を行う。 (a)株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために取得比率の調整を必要とする場合。 (b)本項(エ)(a)の他、当会社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得比率の調整を必要とする場合。 (c)取得比率を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得比率の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。 ４．前項(ア)から(エ)までの規定により取得比率の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の取得比率、調整後の取得比率及びその適用の日その他必要な事項をＢ種劣後株主に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。	
第１１条～第１６条　（条文省略）	（現行どおり）

現行定款	変更案
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
第１７条（条文省略）	第１７条（現行どおり）
（取締役の員数） 第１８条　当会社の取締役は、１４名以内とする。	（取締役の員数） 第１８条　当会社の取締役は、１４名以内とする。 ② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、４名以内とする。
（取締役の選任） 第１９条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ②　（条文省略） ③　（条文省略）	（取締役の選任） 第１９条　取締役は、株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別して選任するものとする。 ②　（現行どおり） ③　（現行どおり）
第２０条　（条文省略）	（現行どおり）
（取締役の任期） 第２１条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	（取締役の任期） 第２１条　監査等委員でない取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ②監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ③増員又は補欠として選任された監査等委員でない取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 ④任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第２２条　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 ②　代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。 ③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し、また必要に応じ、取締役会長１名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	代表取締役及び役付取締役） 第２２条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。 ②（現行どおり） ③ 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役社長１名を選定し、また必要に応じ、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長１名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

現行定款	変更案
第２３条（条文省略）	第２３条（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第２４条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ②取締役及び監査役の全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。	（取締役会の招集通知） 第２４条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ②　取締役の全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。
（取締役会の決議の方法） 第２５条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。	（取締役会の決議の方法） 第２５条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（取締役会の決議の省略） 第２６条　当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について、議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。	（取締役会の決議の省略） 第２６条　当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について、議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（新設）	（重要な業務執行の委任） 第２７条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第５項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる。
（取締役会の議事録） 第２７条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載　　又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。 ②　　（条文省略）	（取締役会の議事録） 第２８条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。 ②　（現行どおり）
第２８条　（条文省略）	第２９条　（現行どおり）
（取締役の報酬等） 第２９条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第３０条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

現行定款	変更案
（取締役の責任免除） 第３０条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。	（削除）
②　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	（削除）
第５章　監査役及び監査役会	（削除）
第３１条～第４２条　（条文省略）	（削除）
（新設）	第５章　監査等委員会
（新設）	（監査等委員会の設置） 第３１条　当会社は、監査等委員会を置く。
（新設）	（常勤の監査等委員） 第３２条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
（新設）	（監査等委員会） 第３３条　監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務執行のために必要な権限を行使する。
（新設）	（監査等委員会の招集通知） 第３４条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。 ②　監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監　査等委員会を開催することができる。

現行定款	変更案
（新設）	（監査等委員会の決議方法） 第３５条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（新設）	（監査等委員会の議事録） 第３６条　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに署名もしくは記名押印又は電子署名する。
（新設）	（監査等委員会規程） 第３７条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第４３条～第４５条　（条文省略）	第３８条～第４０条（現行どおり）
（会計監査人の報酬等） 第４６条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第４１条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第４７条　（条文省略）	第４２条　（現行どおり）
第７章　計算	第７章　計算
第４８条～第５１条　（条文省略）	第４３条～第４４条　（現行どおり）
（新設）	附則 （監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置） 第１条　平成３０年４月３０日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第４２３条第１項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第４２条の定めるところによる。

第２号議案　監査等委員でない取締役7名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認された場合、監査等委員会設置会社に移行し、当社取締役全員（６名）が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査等委員でない取締役について1名増員し、7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」のご承認がない場合、「取締役7名選任の件」としてご審議いただくものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	星崎尚彦（ほしざきなおひこ） （昭和41年10月27日）	平成元年４月　三井物産㈱入社 平成12年１月　㈱フラージャコージャパン代表取締役就任 平成15年１月　㈱ブルーノマリジャパン代表取締役就任 平成18年１月　㈱バートンジャパン代表取締役就任 平成21年２月　コンサルティング会社設立代表取締役就任 平成23年10月　㈱クレッジ代表取締役就任 平成25年６月　㈱メガネスーパー入社 平成25年６月　同社執行役員副社長就任 平成25年７月　同社代表取締役社長就任（現任） 平成29年１月　㈱メガネハウス代表取締役就任（現任） 平成29年５月　㈱Ｅｎｈａｎｌａｂｏ取締役就任（現任） 平成29年６月　㈱関西アイケアプラットフォーム代表取締役社長就任（現任） 平成29年８月　㈱みちのくアイケアプラットフォーム代表取締役社長就任（現任） 平成29年11月　当社設立代表取締役就任（現任）	普通株式 149,095株 B種劣後株式 56,603株
2	束原俊哉（つかはらとしや） （昭和41年１月25日）	平成２年４月　㈱富士銀行入行 平成９年１月　マッキンゼーアンドカンパニーインクジャパン入社 平成19年６月　㈱アドバンテッジパートナーズ入社 平成23年10月　㈱ダイアナ取締役就任 平成24年１月　㈱メガネスーパー取締役就任 平成24年５月　同社取締役兼執行役員就任（現任） 平成29年11月　当社設立取締役就任（現任）	―株
3	小坂雄介（こさかゆうすけ） （通称　市川雄介（いちかわゆうすけ）） （昭和50年８月20日）	平成10年４月　㈱日本興業銀行入行 平成15年３月　㈱アドバンテッジパートナーズ入社 平成24年１月　㈱メガネスーパー取締役就任 平成24年５月　同社取締役兼執行役員就任（現任） 平成29年11月　当社設立取締役就任（現任）	―株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	三井規彰（みついのりあき） （昭和45年10月20日）	平成16年12月　㈱クオカード入社 平成19年12月　㈱タスコシステム取締役経営管理本部長兼経営企画室長 平成22年３月　㈱EMCOMホールディングス取締役管理本部長 平成22年３月　㈱EMCOM　FINANCIAL代表取締役 平成24年10月　㈱アイレップ 経営推進本部長 平成27年９月　㈱メガネスーパー入社 平成27年９月　同社執行役員ＣＦＯ就任 平成28年７月　同社取締役執行役員ＣＦＯ就任（現任） 平成29年１月　㈱メガネハウス監査役就任　（現任） 平成29年５月　㈱Ｅｎｈａｎｌａｂｏ監査役就任（現任） 平成29年６月　㈱関西アイケアプラットフォーム監査役就任（現任） 平成29年８月　㈱みちのくアイケアプラットフォーム監査役就任（現任） 平成29年11月　当社設立取締役就任（現任）	普通株式 6,500株
5	永露英郎（ながつゆひでお） （昭和45年５月８日）	平成５年４月　マッキンゼーアンドカンパニーインクジャパン入社 平成10年５月　㈱アドバンテッジパートナーズ入社 平成17年９月　㈱アドバンテッジパートナーズシニアパートナー就任（現任） 平成24年１月　㈱メガネスーパー取締役就任（現任） 平成29年11月　当社設立取締役就任（現任）	―株
6	松本大輔（まつもとだいすけ） （昭和49年３月４日）	平成９年４月　マッキンゼーアンドカンパニーインクジャパン入社 平成17年７月　マッキンゼーアンドカンパニーインクジャパンアソシエート・プリンシパル就任 平成19年10月　ブーズ・アンド・カンパニー㈱シニアエグゼクティブ・アドバイザー就任 平成21年10月　ルートエフパートナーズ㈱設立同社代表取締役就任（現任） 平成29年７月　㈱メガネスーパー取締役就任（現任） 平成29年11月　当社設立取締役就任（現任）	―株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する当社の株式数
7	伊串 久美子（いぐし くみこ） （昭和43年9月3日）	平成12年10月	デロイト・トーマツ・コンサルティング㈱テレコム&メディア事業部マネジャー	―株
		平成15年１月	日本ヒューレット・パッカード㈱ 戦略企画部門マネジャー	
		平成15年９月	日本ヒューレット・パッカード㈱ 経営企画室渉外部部長 兼 日本代表ロビイスト	
		平成18年６月	エーオン・ホールディングス・ジャパン㈱ 経営企画部門部門長 兼 新規事業開発部長 、エーオン・リスク・サービス・ジャパン㈱ 営業市場開発部長、エーオン・コンサルティング・ジャパン㈱ HRコンサルティング・ディレクター	
		平成21年６月	ハーバード大学公共政策大学院 行政学修士号(MPA)取得	
		平成23年９月	日本アイ・ビー・エム㈱ グローバル・ビジネス・サービス事業 戦略・市場開発部長	
		平成24年７月	日本アイ・ビー・エム㈱ グローバル・ビジネス・サービス事業 コンサルティング部門 アソシエイト・パートナー	
		平成26年９月	㈱霞ヶ関総合研究所 設立 代表取締役社長(CEO兼COO)	
		平成27年11月	㈱USEN 社外取締役	
		平成28年４月	㈱アマガサ 社外取締役	
		平成29年７月	㈱USEN-NEXT HOLDINGS 社外取締役(現任)	

（注）
1. 東原俊哉氏、小坂雄介氏及び永露英郎氏の３氏は、㈱アドバンテッジパートナーズの業務執行者であり、同社がサービスを提供している投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズⅣ号・適格機関投資家間転売制限付分除外少人数投資家向け、AP Cayman Partners Ⅱ,L.P.、Japan Ireland Investment Partners及びフォーティーツー投資組合は、当社のＡ種劣後株式及び普通株式を保有しております。他の各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 永露英郎氏及び松本大輔氏は、社外取締役候補者であります。
3. 東原俊哉氏、小坂雄介氏及び永露英郎氏の３氏は、上記「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」に記載のとおり、プライベート・エクイティ投資ファンドの設立運営支援における日本におけるパイオニアである㈱アドバンテッジパートナーズから引き続き招聘される方々であり、同社での事業再生等のご経験を活かし、当社の取締役としてグループ全体の持続的成長並びに及び企業価値の増大に貢献いただけるものと考え、選任をお願いするものであります。
4. 永露英郎氏は、過去に社外取締役及び社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
5. 松本大輔氏を社外取締役候補者とした理由は、上記「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」に記載のとおり、企業経営者としての経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する監督機能の強化や経営全般に係る有益な助言を頂くことにより、コーポレートガバナンス体制の強化が図れるものと判断し、選任をお願いするものであります。同氏は、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しており

ます。
6. 永露英郎氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって、約６年６ヶ月となります。
7. 永露英郎氏及び松本大輔氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令が定める額を責任の限度額として限定する旨の責任限定契約を締結する予定であります。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認された場合、当社は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	田中（たなか）武志（たけし） （昭和42年12月15日）	平成５年４月　川鉄商事㈱入社 平成17年１月　日本ＧＥプラスチックス㈱入社 平成20年10月　カルソニックカンセイ㈱入社 平成27年７月　㈱メガネスーパー入社 平成27年７月　㈱メガネスーパー執行役員ＣＨＯ就任（現任）	30,000株
2	蝦名（えびな）卓（たかし） （昭和37年2月26日）	昭和59年４月　安田生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）入社 昭和63年10月　中央新光監査法人入社 平成元年10月　監査法人加藤事務所（現SK東京監査法人）入社 平成７年７月　㈱ジャフコ入社 平成12年５月　蝦名公認会計士事務所　（現公認会計士・税理士蝦名卓事務所）設立代表就任（現任） 平成17年６月　㈱エー・ディー・ワークス社外監査役就任 平成20年12月　㈱スプリックス社外監査役就任 平成27年８月　㈱スプリックス取締役監査等委員就任（現任） 平成28年12月　日本リビング保証㈱社外監査役就任（現任）	―株
3	加藤（かとう）真美（まみ） （昭和38年5月7日）	昭和61年４月　日本アイ・ビー・エム㈱入社 平成９年４月　弁護士登録 平成10年１月　桜丘法律事務所入所（現任） 平成24年４月　第二東京弁護士会副会長就任 平成28年６月　前澤化成工業㈱社外取締役就任（現任）	―株

第４号議案　監査等委員でない取締役の報酬額決定の件

本議案は、当社の取締役（但し、監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額を年額520百万円以内とすることについて、ご承認をお願いするものであります。各取締役（但し、監査等委員である取締役を除きます。）に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。

また、取締役の上記報酬額等には、使用人兼取締役の使用人部分は含まないことにしたいと存じます。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認された場合、当社は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員である取締役の報酬額を、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案した上で、監査等委員の職務と責任を考慮し、「年額50百万円以内」とし、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、 支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。

なお、第１号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案のとおり承認された場合、監査等委員である取締役は３名となります。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第６号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、第１号議案において、監査等委員でない取締役については年額520百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、また、監査等委員である取締役については年額50百万円以内とすることを提案させていただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。以下、「当該取締役」といいます。）に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、当該取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額500百万円以内といたします。また、各当該取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

また、当該取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬

債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年5,500,000株以内（但し、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の会社分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を取締役会の決議により合理手金調整できるものとします。）とし、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

当該取締役は、割当日から2年経過した日の翌日から9年を経過する日までの範囲内で、当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）において、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 本割当株式の無償取得

当該取締役が譲渡制限期間が満了する前に、当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、当該取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

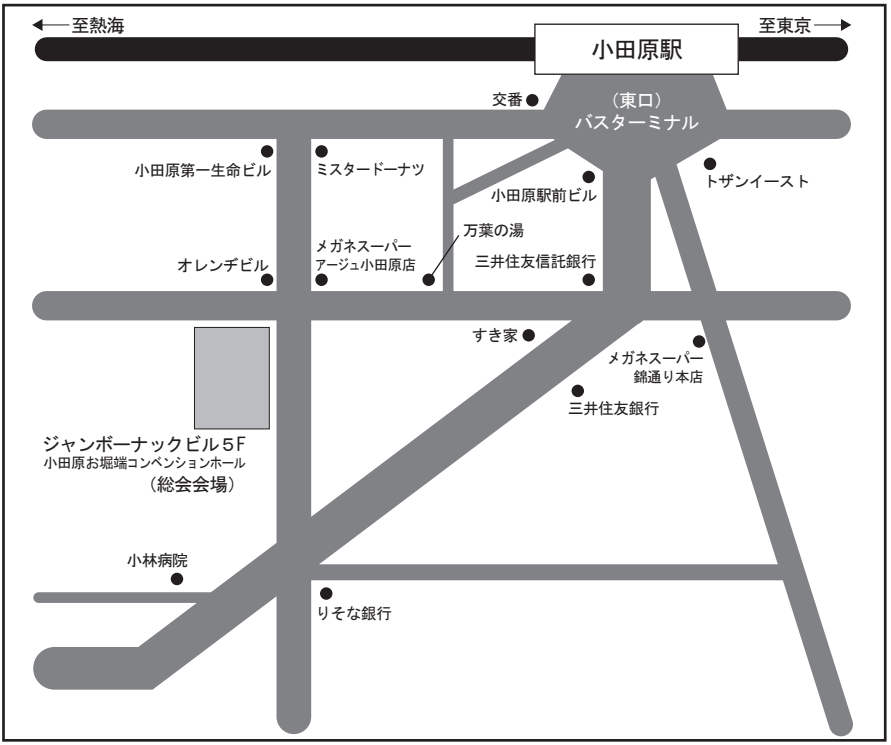
(4) 組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図



小田原お堀端コンベンションホール
〒250-0011　神奈川県小田原市栄町一丁目14番48号
ジャンボーナックビル５Ｆ
TEL　0465（23）1188

〔交　通〕

●「小田原駅（JR東海道線・新幹線、小田急線、箱根登山線、大雄山線）下車」「東口より徒歩３分」